

外来生物対策について

【提案先】環境省、総務省

1. 提案内容

(1) 地方公共団体や琵琶湖外来水生植物対策協議会（地域生物多様性協議会）が行う外来生物対策に対する支援の拡充

- 生育範囲が拡大し、生態系等への被害が顕著になっているオオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウなどの侵略的外来水生植物を対象に、琵琶湖外来水生植物対策協議会が行う駆除事業に対する生物多様性保全推進支援事業交付金を活用した財政支援の拡充
- 地方公共団体が行う外来生物対策に対する特別交付税等による措置

(2) 国直轄事業による外来水生植物対策の強化

- 国が琵琶湖において実施しているオオバナミズキンバイ防除のさらなる強化

2. 提案の理由

- 琵琶湖では、オオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウなどの侵略的外来水生植物が生育範囲を拡大し、漁業被害や生態系被害が顕著になっている。

特に爆発的に生育範囲を拡大したオオバナミズキンバイに対しては、現在、琵琶湖外来水生植物対策協議会、近畿地方環境事務所、協議会構成団体、ボランティア等の連携・協働により駆除が行われている。



オオバナミズキンバイ（特定外来生物）

- 今後は、機械での徹底除去による旺盛な増殖の抑制に加え、広大に発生する除去済みエリアの監視、再生個体の早期駆除、機械駆除の対象とならずに残された小規模群落の人力駆除へと順応的に移行させながら、さらなる対策を継続することが課題となっている。



建設機械を用いたオオバナミズキンバイの徹底駆除の現場。写真左より、駆除前、駆除作業、駆除後。

- このため、生物多様性保全推進支援事業交付金による財政支援および国直轄事業の拡充をお願いしたい。

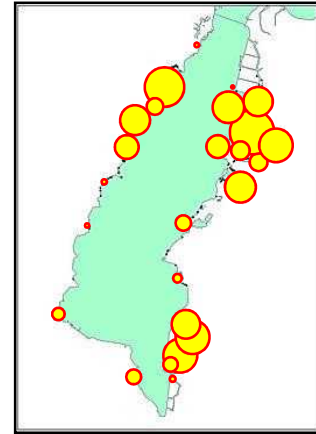
(本県の取組状況と課題)

(1) オオバナミズキンバイの生育状況

生育面積の拡大

年度	生育面積(m ²)	
H21(2009)	142(赤野井で初確認)	
H22(2010)	478(東岸、西岸に拡大)	
H23(2011)	4,200(全域調査開始)	
H24(2012)	18,000(同上)	
H25(2013)	75,000	65,000
H26(2014)	157,000	46,000
	最大生育面積	年度末面積

分布状況(H26/12)



(2) 取組状況

○連携体制の構築

- ・関係自治体、環境保全団体、漁業協同組合等で構成される琵琶湖外来水生植物対策協議会を平成26年3月20日に設置。

○駆除方法の開発および駆除の実施

- ・建設機械と大型クマデを使った方法、水草刈り取り船と水中ジェットポンプを併用する方法を採用し、効果的かつ効率的な駆除を実施。



建設機械+クマデ



刈取り船+ジェットポンプ

○平成26年度における駆除の取組

①侵略的外来水生植物徹底駆除事業(協議会事業)

64,000千円(国費:11,000千円 県費:53,000千円)

②外来生物防除対策事業(県単独事業) 県費:3,900千円

③特定外来生物防除等推進事業(国直轄事業) 国費:16,500千円

④県職員、守山市職員が「びわ湖の日」の清掃活動の際、駆除を実施。

⑤環境保全団体、学生ボランティア団体が自主的な駆除活動を開催。

事業主体別オオバナミズキンバイの駆除実績等

(単位:m²)

事業主体	協議会	国	県機関等	NPO等	自然消失	計
H26年度駆除実績	94,000	6,500	4,300	4,900	1,400	111,100

○平成27年度

①侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業(協議会事業)

46,000千円(国費:11,000千円、県費:35,000千円)

機械駆除、人力駆除、監視・早期駆除、生態解明・生育把握等

②外来生物防除対策事業(県単独事業)

県費:7,700千円 市民活動の支援等